

★ News 「最低賃金」引き上げの目安(時給)→ 全国平均 31 円に

中央最低賃金審議会(厚生労働相の諮問機関)は8月2日、2022年度の最低賃金(地域別最低賃金)の時給について、全国平均31円引き上げの「目安」を決定しました。

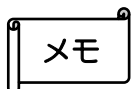
都道府県ごとの新しい最低賃金は、中央審議会の引き上げの「目安」を基に47都道府県の地方審議会がそれぞれ決定し、10月以降に適用されることになります。

【2022年度・最低賃金は】

- * 中央最低賃金審議会の決定した引き上げの目安は、全国平均で31円引き上げ、時給961円となり、前年度に続き過去最高を更新する引上げ幅(引き上げ率3.3%)となっています。
- * 最低賃金は労働者の「暮らしを守る賃金」として、労働側の要求が反映され、ロシアのウクライナ侵攻や円安の影響による急激な物価上昇が引き上げの強い論拠となりました。(→ナショナル・ミニマム)
- * エネルギー価格を中心とする原材料の高騰は、賃金を支払う企業にとっても重くのしかかり、特に下請けなど中小企業にとっては、企業間の取引価格の見直しと共に、賃上げに耐えられるための経営支援が急務。
- * 新型コロナウイルスの感染拡大により落ち込んだ売上が回復していない事業者への政策支援が求められます。
- * 一方で人材不足に悩む中小企業の40%強が、人材確保のためには賃上げが欠かせないと回答した調査結果があります。(日本商工会議所2月・6000社対象調査)
- * 都道府県ごとの最低賃金は、地域間の格差があり、最低賃金の高い地域への人材流出の要因ともなり、地域経済を支える課題は大きい。

【最低賃金の留意点】

- 使用者が労働者に支払わなければならない最低限の時間給です。(罰則がある)
最低賃金より低い賃金を、仮に労使で合意しても法律で無効とされ、最低賃金額と同額を定めたとみなされます。(→差額を支払う義務)
- 正社員・契約社員・アルバイトなど雇用形態の別なく、その都道府県内の事業所で働く全ての労働者に適用されます。
- 対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。
臨時の賃金(賞与・割増賃金・精皆勤手当・通勤手当・家族手当等)は対象外



最低賃金は、憲法第25条(生存権、国の社会的使命)第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の規定を根拠とするとともに、国際的に社会保障制度の出発点となっているナショナル・ミニマムを根拠としています。

ナショナル・ミニマムとは、国家が国民に対して保障する生活の最低限度(最低水準)のこと。

①最低賃金 ②労働時間の上限 ③衛生・安全基準 ④義務教育の4項目からなり、貧困・格差は正と経済成長政策の規準・指標となる概念です。

暑中お見舞い申し上げます



8月8日(月)は夏季休業
させていただきます。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9 2F

税理士法人 田中・吉野会計

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259